定都市。次条第一項において「特区地方公共団体」という。）の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験（次条第一項において「国家戦略特別区域限定保育士試験」という。）を実施することができる。

（旧試験合格者等に関する経過措置）

第十五条　施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項の規定によりこの法律の施行の日前に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験又は前条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者（次項において「旧試験合格者」という。）及びこれらの国家戦略特別区域限定保育士試験に係る特区地方公共団体については、施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第一項、第二項、第四項、第五項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七項、第九項、第十項、第十一項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十五項、第十六項及び第十九項並びに準用旧児童福祉法（同条第八項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正前の児童福祉法をいう。以下同じ。）第八条第一項及び第九項、第十八条の十八から第十八条の二十の三まで、第十八条の二十一、第十八条の二十二並びに第四十八条の四第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第三号	第十七項から第十九項まで	第十九項の規定若しくは児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる第十七項若しくは第十八項
施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第五号	児童福祉法第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない	児童福祉法等の一部を改正する法律（同法附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の児童福祉法第十八条の五第四号又は第五号に該当する
準用旧児童福祉法第十八条の十九第一項第三号	ほか	、地域限定保育士又は
準用旧児童福祉法第十八条の二十の二第一項各号	又は	ほか、保育士若しくは地域限定保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）第一条の規定（同法附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士をいう。第十八条の二十の二第一項各号において同じ。）の登録又は前条第一項の登録を受けた日（取消しに係る登録が第十八条の二十の二第一項の規定により受けたものである場合にあつては、当該登録を受けた日）以後に

2　旧試験合格者についての第一条の規定による改正後の児童福祉法（以下この項において「施行日新児童福祉法」という。）第十八条の五、第十八条の十九第一項、第十八条の二十の二（施行日新児童福祉法第十八条の三十三第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第十八条の二十八第一項、第十八条の三十四第一項及び第十八条の三十六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる施行日新児童福祉法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条の五	各号	各号又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「令和七年改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和七年改正法附則第十四条に規定する施行日前国家戦略特別区域法（以下「なお効力を有する旧国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第四項第四号
第十八条の十九第一項	各号	各号又はなお効力を有する旧国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第四号
第十八条の十九第一項第三号	又は	、旧国家戦略特別区域限定保育士登録（令和七年改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録をいう。以下同じ。）又は
第十八条の二十の二第一項	第十八条の五各号	第十八条の五各号又はなお効力を有する旧国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第四号
第十八条の二十の二第一項各号	又は	、旧国家戦略特別区域限定保育士登録又は
第十八条の二十八第一項ただし書及び第十八条の三十四第一項	各号	各号又はなお効力を有する旧国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第四号
第十八条の三十四第一項第三号及び第十八条の三十六第一項	又は	、旧国家戦略特別区域限定保育士登録又は
第十八条の三十六第二項	認定地方公共団体	認定地方公共団体又は令和七年改正法附則第十四条に規定する特区地方公共団体
	保育士若しくは	保育士、旧国家戦略特別区域限定保育士登録を受けている者若しくは
	保育士登録若しくは	保育士登録、旧国家戦略特別区域限定保育士登録若しくは
	保育士登録又は	保育士登録、旧国家戦略特別区域限定保育士登録又は
第十八条の三十六第三項	保育士又は	保育士、旧国家戦略特別区域限定保育士登録を受けている者又は